

## 日本女子ソフトボールリーグ1部規程

1. 名 称 日本女子ソフトボールリーグ1部という。
2. 構 成 12チームで構成する。
3. 組 織 公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「JSA」という。）の傘下に日本女子ソフトボールリーグ機構（以下「JWSL」という。）を組織し運営する。
4. 主 催 JSA 及び JWSL は、必要に応じて開催地の市町村、体育協会、市町村教育委員会などを加えることができる。
5. 協力機関及び団体  
主催、主管、後援、協賛は JSA が主催する全日本大会に準拠して、開催支部と協議の上、定めることができる。
6. 開 催 期 日 年間開幕節とリーグ戦 10 節制及び決勝トーナメント 1 節制とする。（各節とも最終日の翌日に予備日を設ける。）ただし、試合が予定通り開催できなかった場合は、別に予備節を設けるものとする。
7. チーム編成 当該年度に所属する支部協会を通じ JSA に登録され、かつ当該年度リーグ戦開幕の2週間前までにリーグ登録名簿を提出したチームで、監督1名、コーチ2名、ドクター1名、トレーナー2名、スコアラー1名、選手30名以内（ただし、ベンチ入りできる人数は25名以内。）とする。なお、前述以外に、総監督1名、部長又はそれに代わる者1名並びに通訳1名のベンチ入りを認める。登録期限は、選手の登録人数30名以内であれば、毎年6月末日を期限とし、所属支部協会を通じて選手の追加登録を認める。選手の追加登録は、その出場しようとする試合の2週間前までに、追加登録名簿を JSA に提出しなければならない。  
(注) 以下の者がベンチ入りする場合は当該節の大会本部に届け出なければならない。
  - ① 部長に代わる者
  - ② 通訳の変更者
  - ③ ドクター・トレーナー・スコアラーの変更者
8. チーム名称 JWSL が別に定める「平成〇〇年度女子〇部リーグ加盟チーム名称・連絡先等確認表」にて、企業名称、チーム名称（企業名称若しくはブランド名称+愛称）及び呼称並びにチーム所在地、チーム窓口等を登録しなければならない。
9. 競 技 規 則 当該年度のオフィシャル・ソフトボール・ルールによる。

- ※サスペンデッドゲームは採用しない。
- ※7回終了時同点の場合は、8回からタイブレーカーにより試合を継続する。
- ※得点差コールドゲームは採用しない。

10. 競技方法
- (1) 試合方法
    - ① リーグ戦  
2回総当たり戦とする。
    - ② 決勝トーナメント  
上位4チームによるトーナメントで行なう。  
なお、試合方法はページシステムを採用する。
  - (2) 再試合  
引分けはなしとし、勝敗が決するまで行なう。ただし、同点で試合続行不可能の場合は再試合をする。
  - (3) 順位決定方法
    - ① リーグ戦と決勝トーナメントの成績による。
      - ア. リーグ戦は勝率による。
      - イ. 勝率が同じ場合は次の順序によって決定する。
        - 該当チーム同士の対戦成績
        - 該当チーム同士の対戦得失点差
        - 総得失点差
        - 総失点
        - 再試合（決勝トーナメント・入替戦出場に係る場合）※
    - ② 総合4位以上の順位決定  
リーグ戦の上位4チームの決勝トーナメントの成績で決定する。
    - ③ 総合5位～12位の順位決定  
リーグ戦の勝率によって決定する。
- ※決勝トーナメント・入替戦出場に係る再試合は、最終節終了後の最初の水曜日以降に別に会場を設けて行なうこととする。
11. 使用球 JSA 検定革製3号球とし、主催者が用意する。
12. 登録料 別途定める。
13. 経費 リーグへ参加する旅費及び宿泊費などの経費は、各チームが負担する。
14. 入替え 各年度のリーグ日程終了後、次の方法で入替えを行なう。
  - ① 1部リーグ11位チームと2部2位チームとで3回戦の入替戦を行い、2部2位チームが2勝した場合のみ1部リーグへ昇格する。
  - ② 1部リーグ12位チームは2部へ降格し、2部1位チームは1部リーグに昇格する。
15. 加盟 リーグに加盟を希望するチームは、監督またはコーチが（公財）日本体育協会公認コーチあるいは上級コーチの指導者資格を有し、加盟申請年度を含む過去2年間に全日本総合選手権大会でベスト8以上の成績実績があるか全日本実業

団選手権大会あるいは全日本クラブ選手権大会でベスト 4 以上の成績実績のあるチームで、かつ3年以上継続的な活動ができるものとし、所属支部の推薦を得て、JSA へ9月末日までに加盟申請書を提出し、リーグ委員会、JSA 理事会の承認を得て加盟することができる。

加盟リーグは2部リーグからとし、新規加盟金は60万円（預託金30万円含む。預託金はリーグ加盟継続3年経過後、チームに返還する。）とする。2部リーグから1部リーグに昇格した際の加盟金は200万円とする。

16. 表彰 表彰はチーム及び個人に対して次のように行なう。

1. リーグ表彰

- (1) チーム 優勝：賞状、優勝旗、優勝杯（持回り）、優勝楯（とりきり）、メダル  
準優勝：賞状、準優勝杯（持回り）、準優勝楯（とりきり）、メダル  
第三位：賞状、第三位楯（とりきり）、メダル  
第四位：賞状・第四位楯（とりきり）

- (2) 個人 最高殊勲選手賞 1名 記念品  
最優秀防御率賞 1名 〃  
最多勝利投手賞 1名 〃  
首位打者賞 1名 〃  
本塁打王 1名 〃  
打点王 1名 〃  
盗塁王 1名 〃  
ベストナイン 10名（DPを含む） 〃  
新人賞 2名（野手・投手） 〃（新人賞は1部リーグのみ）  
永年選手功労賞  
※個人表彰規程を別途定める

2. 決勝トーナメント表彰

- (1) 個人 最高殊勲選手賞 1名 記念品  
優秀選手賞 1名 〃

17. リーグ活動の休止

- (1) リーグの活動を休止する場合、毎年11月末日までにJSAへ休止届を提出しなければならない。
- (2) リーグ活動の休止期間は、最長で2年間（2シーズン）とし、復帰の際は、前年9月末日までにJSAへ加盟申請書を提出しなければならない。
- (3) 休止期間内にリーグへ復帰（参加）する場合は、加盟金は不要とするが、休止期間を超えてリーグに復帰（参加）する場合は、新規加盟扱いとして「15. 加盟」の項の手続きによる。
- (4) 休止したチームが復帰する場合は、2部リーグからの加盟とする。
- (5) 休止期間の年間登録料（参加料）は免除とする。

18. チーム移籍・譲渡

- (1) チーム移籍・譲渡とは、チームの運営が他の企業（同一企業内での事業所変更は含めない。）等に譲渡され、チームの10名以上の選手が移籍した場合

をいう。

譲渡後のチームがリーグ加盟を申請した際の取り決めをする。なお、選手の移籍が10名に満たないチームのリーグへの加盟は「15. 加盟」の項の手続きによる。

- (2) リーグ入替戦実施の3週間前までに、移籍・譲渡についての届出がJSAにされているときは、移籍・譲渡後のチームは移籍・譲渡前のチームの成績をそのまま引き継ぐ。
- (3) 毎年11月30日までに移籍・譲渡についてJSAに届出た場合は、2部リーグへの加盟とする。
- (4) 毎年12月1日以降に移籍・譲渡されたチームのリーグへの加盟は「15. 加盟」の項の手続きによる。
- (5) 本規程に該当しない10名以上の選手の移籍についてはリーグ委員会で審議し決定する。
- (6) 移籍・譲渡後のチームの加盟金は200万円とする。

## 19. 選手移籍の制限

- (1) 選手移籍とは、選手が前年度所属していたチームを退部後、翌年度、他のチームへ異動した場合をいう。
- (2) 年度内の移籍はできないものとする。(チーム登録規程に準ずる。)
- (3) リーグ加盟チーム内の移籍及びリーグ加盟チーム外からの移籍条件は、次の通りとする。

条件：ア. 移籍に際しては、移籍前のチームより移籍承諾書を入手しなくてはならない。

なお、登録の際には、登録名簿に移籍承諾書の写しを添付の上、JSAに提出すること。

イ. 移籍前のチームの移籍承諾書がない場合は、当該年度1年間はリーグに係わる試合に出場できないこととする。

ウ. 万一、移籍承諾書の提出がない選手がリーグに係わる試合に出場したことが発覚した場合は、その後のリーグに係わる試合及び翌年度1年間、リーグに係わる試合に出場できないこととする。

エ. 所属チームの休廃部に伴い移籍が生じる場合、移籍前のチームの承諾は不要とする。

- (4) 審査機関：JSA内に置く。

## 20. 外国人選手出場回数制限

- (1) 投手：年間リーグ戦総試合数の10分の6試合分の(端数切上げ)イニング数とする。なお、22試合の場合は98イニングとする。

※ 外国人投手が2名の場合、2名の合計が上記イニング数を超えてはならない。

- (2) 野手：制限なし。
- (3) 決勝トーナメント：制限は設けない。

## 21. 権利関係

- (1) テレビ・ラジオの放送権
  - ① 公式試合のテレビ、ラジオの放送権は全て JSA に帰属する。
  - ② 前号の放送権の取扱いに関する事項は、「放送に関する規程」の定めるところによる。
- (2) 選手の肖像等の使用
  - ① 選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）は、JSA 及び JWSL の事業に関する選手等の肖像、氏名、略歴及び映像等（以下「肖像等」という。）の報道、放送、掲載において何ら権利を有するものではない。
  - ② 選手等は、所属チームから指示があった場合、チーム、JSA 及び JWSL の広報・広告・宣伝・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という。）に対し、原則として無償で協力するものとする。
  - ③ 選手等は、次の各号について事前に所属チームの承諾を得なければならない。
    - (イ) テレビ・ラジオ番組への出演
    - (ロ) イベントへの出演
    - (ハ) 新聞・雑誌取材の応諾
    - (ニ) 第三者の広告宣伝等への関与
  - ④ 前号の履行にあたり、リーグ加盟チームは、その相手方に対して JWSL にも概要を報告するよう申し伝えること。
  - ⑤ リーグスポンサーが自己の広告又は商品に選手肖像等の使用を要望する場合、チーム、及び JSA の事前の承諾を得るものとする。

(3) 商品化に関する基本原則

(3)-1 定義 本項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① マーク等；

JSA（JWSL 含）又はリーグ加盟チームの名称、ロゴ、呼称、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他 JSA（JWSL 含）又はリーグ加盟チームを表示するものをいう。なお、マーク等については、JSA（JWSL 含）又はリーグ加盟チームの責任において、意匠、商標等の権利を取得し、維持するものとする。

（※意匠及び商標については、女子ソフトボールを表すものに限るものとし、リーグ加盟チームの企業が自己の業務のために一般的に有する意匠、商標等はこれに含まれない。）
- ② 商品化権；

マーク等を使用して商品を製作及び販売する権利をいう。

  - (イ) ケース／JSA（JWSL 含）；

JSA（JWSL 含）のみのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。
  - (ロ) ケース／全チーム；

リーグ加盟チーム全てのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。
  - (ハ) ケース／JSA（JWSL 含）+全チーム；

JSA（JWSL 含）及びリーグ加盟チーム全てのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。
  - (ニ) ケース／JSA（JWSL 含）+複数チーム  
JSA（JWSL 含）及び複数のリーグ加盟チームのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。
  - (ホ) ケース／JSA（JWSL 含）+1 チーム；

JSA（JWSL 含）及びある単一のリーグ加盟チームのみのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。

(ハ)ケース/1 チーム；

ある単一のリーグ加盟チームのみのマーク等を使用して商品を製作及び販売する場合をいう。

(3)-2 商品化権の帰属 マーク等の商品化権の帰属は、原則として次のとおりとする。

①(3)-1 の(イ)から(ニ)に該当する場合は、JSA に専属的に帰属する。

②(3)-1 の(ホ)に該当する場合は、JSA 及び該当リーグ加盟チームに帰属するものとし、各々が自己の責任と負担で商品を製作及び販売することができる。この場合、JSA 又は該当リーグ加盟チームは相手方に対して、許諾料等の支払義務を負わないものとする。

③(3)-1 の(ハ)に該当する場合は、該当リーグ加盟チームのみに帰属するものとし、該当リーグ加盟チームが自己の責任と負担で商品を製作及び販売することができる。

## 22. その他

(1) 原則として開会式は行わない。

(2) 開会式における優勝旗・杯、準優勝杯の返還は行なわない。(該当チームは決勝トーナメント時に持参するか、リーグ戦終了後 JSA へ返還する。)

## 23. 本規程は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 63 年	4 月	1 日	一部改定	平成 16 年	1 月	15 日	一部改定
昭和 63 年	8 月	31 日	一部改定	平成 18 年	1 月	20 日	一部改定
平成 元年	2 月	5 日	一部改定	平成 19 年	1 月	20 日	一部改定
平成 3 年	4 月	6 日	一部改定	平成 20 年	1 月	26 日	一部改定
平成 3 年	9 月	2 日	一部改定	平成 21 年	1 月	17 日	一部改定
平成 5 年	2 月	10 日	一部改定	平成 22 年	1 月	24 日	一部改定
平成 5 年	5 月	25 日	一部改定	平成 24 年	1 月	20 日	一部改定
平成 6 年	5 月	24 日	一部改定	平成 25 年	1 月	23 日	一部改定
平成 6 年	5 月	24 日	一部改定	平成 26 年	1 月	29 日	一部改定
平成 9 年	1 月	25 日	一部改定	平成 27 年	1 月	24 日	一部改定
平成 11 年	2 月	11 日	一部改定	平成 27 年	9 月	9 日	一部改定
平成 13 年	2 月	8 日	一部改定	平成 28 年	1 月	31 日	一部改定
平成 14 年	1 月	12 日	一部改定	平成 30 年	2 月	4 日	一部改定